

(その1)

	(ふりがな)	せいじけっしゃばんとうしゃさず 政治結社伴東社左図
1	政治団体の名称・	
2	主たる事務所の所在地	東京都中野区沼袋4-2-11すずハイツ東102
3	代表者の氏名	池谷 幸雄
	会計責任者の氏名	金沢 進二
5	令和 ・ 7 年分 団体コード 1:3:2:0 前年繰越額	0479100092
į.	事務担当者の氏名	业石中雄
	電話番号 09	22-21-7550
	276	9034 \$
I	7, 4, 22	(.4.15)

資金管理団体の指定の有無										
		有	·	ν	無					
公職の私	重類 _		-	·	(3)	見・ <u>候)</u>				
資金管理 の届出を 者 の 氏	した。			···.						
•				-						
(※)〕	金管理	里団(本の	指定の	の期	間				
令和	年		月	-	Ħ	から				
令和	年		月		Ħ	まで				

□ その他の政治団体の支部 □ その他の政治団体の支部 ा		□ 政石第 第15	す金規質の規	正伝見	こる政	治団体
活動区域の区分 全国(2都道府県以上) 国会議員関係政治団体の区分 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者 の 氏 名 公職の種類 (現・候) (※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 から		· ロモの	他	の哆	7 治	団体
全国(2都道府県以上) 国会議員関係政治団体の区分 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 公職の種類 (現・候) (※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和年月日から 令和年月日から		日その	他のi	政治[団体σ	支部
国会議員関係政治団体の区分 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 公職の種類 (現・候) (※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和年月日から 令和年月日から		活動	カ 区	域の	区:	分
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 公職の種類 (現・候) (※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和年月日から 令和年月日から	•	全国	(2都	道府则	県以上)) .
第1号に係る国会議員関係政治団体 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者 の 氏 名 公職の種類 (現・候) (※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなく	国名	 会議員関係	系政治	计团体	の区	分
第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者 の 氏 名 公職の種類 (現・候) (※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなく		政治資金規 第1号に係	正法第 る国会	19条 議員関	ー の 7 第 I係政治	第1項 団体
の 氏 名 公職の種類 (現・候) (※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなく						
(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなく			-			,
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなく	公職の)種類			(<u>‡</u>	見・候)
令和 年 月 日 まで ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなく	※ 野	議員関係政治	団体に	関する	特例の近	5月期間
※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなく	令和	年	月		· H	から
※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。	令和	年	月		日	まで
	※報告対象年の なった場合の	の途中で国会議員関係 のみ記入のこと。	係政治団体	に該当し	た場合又は	該当しなく
						, .,,-

会計	繰越	検算	転記	
(B)	B	FFF C		

レーすること。

		政	抬	寸	体	の	×	分	
		政							党
		政		党	0)	支		部
		政	14	ì	資	金	Ē	3	体
	, 🗆	政?	台資 1 項	金規 の規	正況 定に	と第 : こよ ?	18 5政	条σ. 治団)2]体
	U	そ	の	他	の	政	治	団	体
		その	の他	」の	政治	日日	体 0	支	部
		活	動	X	域	の	区	分	
•		<u>全</u>	国 (2者	ß道R	守県 」	— 以上)	
国 会	会議」	_ 員 関	係	政》	台 団	体(ア 区	分	

	0%0	国会

消込 確

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表・

45	₹ 入	総	額			 	 		十億		百万	1	Ŧ	0
	(前年7	からし	の繰	越額)		 	 							0
	(本年	の」	収入	、額)		 	 	 1						0
支	出	総	額			 	 							0
翌	年への	繰越	額		,	 	 			1		1		0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人	の負担する党費又は会費	•	•		•				
金名	質			十億		百万	- F		Щ
員 劵	数(党費又は会費を納入した人の数)							•	人

(2) 寄 附	 		-					•			
ア 寄附(イを除く。)の区分	•		金				額			備	考
(ア) 個人からの寄附		十億		i 百:	万)		手		Н		
(うち特定寄附)	İ			į							
(イ) 法人その他の団体からの寄附						į					
(ウ) 政治団体からの寄附											·.
小計 (ア) + (イ) + (ウ)							; ;				
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				ļ							
イ 政党匿名寄附				1				1		•	
合 計 (ア + イ)				1 1 1		1			Ĩ		

全団体提出

資産等の状況

(その17)

1 資産等の総括表

資	産等の有無		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	資産等の項目別区分	有	無	備考
ア	土 地		E .	`
イ	建物	Ò	团	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		中	
五	取得の価額が100万円を超える動産		<u>. </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
才	預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯 金を除く。)		Ø	
力	金 銭 信 託		. <u>P</u>	
キ	有 価 証 券		ď	·
ク	出資による権利		D ,	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	. 🗆	· Ø	,
П	支払われた金額が100万円を超える敷金		<u>D</u>	
. サ 	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		ď	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金			

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

添付書類 (別添のとおり)

- □ 1 領収書等の写し
- □ 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- □ 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 グ月 / 少日

政治団体の名称 正元 結ればまれる国

会計責任者の氏名 全 沢 近 二



↓ (代表者については解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。) ※解散の場合は、解散届も必要です。

代表者の氏名 计 管 70



⁽注1)「会計責任者の氏名」欄は、記名抑印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。